

令和6年 第2回農業委員会総会議事録

とき 令和6年2月15日(木)
ところ 東大阪市役所 22階 会議室1・2

【議事日程】

1. 農地調整・転用届出等に関する件

日程第1 報告第5号

相続税の納税猶予に関する適格者証明専決事項報告の件

日程第2 報告第6号

引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件

日程第3 報告第7号

農地法第4条第1項第7号による届出専決事項報告の件

日程第4 報告第8号

農地法第5条第1項第6号による届出専決事項報告の件

日程第5 議案第3号

農地法第3条による許可申請の件

日程第6 議案第4号

農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の件

日程第7 議案第5号

開発行為の許可申請に対する意見具申の件

2. 東大阪市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する規程制定の件

3. 東大阪市農業経営基盤強化促進基本構想の件

出席員 16名 別紙のとおり
欠席委員 2名 別紙のとおり
事務局 2名 別紙のとおり

開会 午後2時00分

【大西会長】

開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。立春も過ぎ、暦の上では春とは言いながら、まだまだ寒さ厳しいこのごろですが、これからは一雨ごとに寒さも緩んでくるものと思われま。委員の皆様には、風邪などひかれないよう十分気を付けてお過ごしいただきたいと存じます。本日、令和6年第2回農業委員会総会を開催いたしましたところ、公私何かとご多用にもかかわらずご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、これより総会を開会いたします。東大阪市農業委員会総会会議規則第6条の規定によりまして、私が議長を務めさせていただきます。なにとぞ、議事が円滑に参りますよう、最後までご協力をお願いします。本日の総会出席委員は16名ですので、総会は成立しております。本日の議事録署名委員でございますが、私から指名してよろしいですか。

(異議なし)

異議なしと認め

6番 仲津恭司 委員
12番 柳生よみ子 委員

の両委員を指名いたします。

【議長】

それでは、審議に入ります。日程第1報告第5号相続税の納税猶予に関する適格者証明専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

議案報告（事務局報告）

【議長】

1番と2番の専決事項についてご質問、ご意見はありませんか。

【西田委員】

これは専決事項でありますので「議長は意見がありませんか。」とおっしゃいましたけれど、報告事項だから意見なしでいいのではなかろうか思います。それよりも議案などの重要なものに時間を費やした方がいいと思うのですが。

【議長】

皆さんどう思われますか。私はこれまでと同じで良いのではと思いますが。

(意見なし)

【議長】

1番と2番の専決事項について異議ありませんか。

(異議なし)

【議長】

異議ないものと認め、日程第1報告第5号相続税の納税猶予に関する適格者証明専決事項報告の件は、了承することに決めます。

日程第2報告第6号引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

(事務局報告)

【議長】

1番から7番の専決事項について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見なし)

【議長】

1番から7番の専決事項について、異議ありませんか。

(異議なし)

【議長】

異議ないものと認め日程第2 報告第 6 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件は、了承することに決めます。

日程第3報告第7号農地法第4条第1項第7号による届出専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

(事務局報告)

【議長】

1番から4番の専決事項について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見なし)

【議長】

1 番から 4 番の専決事項について、異議ありませんか

(異議なし)

【議長】

異議ないものと認め日程第 3 報告第 7 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号による届出専決事項報告の件は了承することに決めます。

日程第 4 報告第 8 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号による届出専決事項報告の件を議題とします。

【議長】

事務局より報告願います。

(事務局報告)

【議長】

この専決事項について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見なし)

【議長】

この専決事項について、異議ありませんか。

(異議なし)

【議長】

異議ないものと認め日程第 4 報告第 8 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号による届出専決事項報告の件は、了承することに決めます。

日程第 5 議案第 3 号農地法第 3 条による許可申請の件を議題とします。事務局より報告願います。

(事務局報告)

【議長】

続きまして事務局より説明願います。

【事務局】

説明します。本件は農業経営の拡大を目的とした農地売買による所有権の移転です。譲渡人は〇〇さん譲受人は〇〇さんです。

農地の所有権移転につきましては農地法第3条第2項第1号から第6号にその要件が定められております。いずれかに該当すれば許可はできません。順に説明をします。第1号につきましては譲受人が取得した農地を含めて、所有農地の全てを効率的に耕作する必要があるということを定めております。譲受人は現在世帯として当該申請地の他に周辺に農地を所有されており、適切に耕作されています。今回取得される予定の農地についても、適切に耕作をされる旨意思表示をしています。第2号につきましては、農地所有適格法人以外の法人が農地を取得する場合に関する規定でございます。本件とは関係ありません。

続きまして第3号は信託の引き受けにすることが規定されていますので本件とは関係ありません。第4号は譲受人が常時農作業に従事すると認められない場合には許可できないことを定めておりますが、譲受人は年間200日程、同居人につきましても年間150日以上従事することが申請書に記載されているので該当しません。第5号は、取得する農地を転貸する場合などが規定されており、本件は該当しません。第6号ですが、譲受人は周囲と調和のとれた農業を行うという決意を示しておられることから該当しません。説明は以上です。

【議長】

この件についてご審議願います。意見はありませんか。

(意見なし)

【議長】

意見ないものと認め日程第5議案第3号農地法第3号による許可申請の件は許可することに決めます。

続きまして、日程第6議案第4号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の件を議題とします。事務局より報告願います。

(事務局報告)

【議長】

続きまして事務局より説明願います。

【事務局】

農地中間管理事業による農用地等利用集積計画について説明します。

事業目的は農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 条より、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化・新規参入の促進等による農用地の利用の効率化および高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上をめざすものです。

制度の概要ですが同法第 4 条により農地中間管理機構として指定されている一般財団法人大阪府みどり公社を介して農地の貸し付けを希望する出し手から農業経営の効率化や規模拡大を希望する方、受け手すなわち担い手が転借を受けるというような制度です。

令和 2 年 4 月 1 日の法改正の施行に伴い、農業振興地域内農地に加え、市街化調整区域内農地も対象となっています。現在は農業委員会にて出し手・受け手、それぞれの登録やマッチングを実施しています。

法律第 18 条第 3 項により。農地中間管理機構は農用地等利用集積計画を定める場合は、あらかじめ関係する農業委員会の意見を聴くことになっておりますので、この総会にて意見を聴取するものです。

対象地は〇〇、登記地目が田、現況地目が畑、面積は〇〇平方メートルです

〇〇さんが農業委員会に対して、調整区域内に所有する農地について中間管理事業を利用して貸付けたい旨を希望されたことにより、受け手として登録された〇〇さんを転借人としたものです。設定される権利は貸借権で、期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日までの 10 年間です。

受け手の〇〇さんは 1000㎡の水稲耕作を 2 年間されており、年間 250 日従事されています。当該地ではポット養液栽培システムにてハウス栽培でミニトマトを作付けする予定です。なお当該農用地等利用集積等促進計画については一般財団法人大阪府みどり公社より「計画作成に関する事前協議について」令和 6 年 1 月 9 日付みどり第 7-東 001 号において「協議のあった案件については異存ありません。」と書面にて回答を得ているものです。

それではお諮りします。権利設定を受ける者が耕作または養畜の事業に起用すべき農用地の全てを効率的に利用して、耕作または養畜の事業を行うと認められるか。ということと、権利設定を受ける者が耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認めるのかということの 2 点につきましてご審議のほどよろしくお願ひします。

【議長】

それではお諮りします。権利設定を受ける者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる

かについては、「受け手」と「出し手」は親族関係にあり「出し手」は既に農業に従事しており、世帯で所有している農地のすべてが効率的に耕作されています。保有する機械や家族の状況等からみて「耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用して耕作事業を行うと見込まれる。」旨、回答してよろしいでしょうか。

(異議なし)

【議長】

権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるか。については「受け手」は農作業を行う必要がある日数について農業に従事すると見込まれる。」旨回答してよろしいでしょうか。

(異議なし)

【議長】

意見ないものと認め日程第6議案第4号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の件は農地中間管理機構へ要請することに決めます。続きまして、日程第7議案第5号開発行為の許可申請に対する意見具申の件を議題とします。事務局より報告願います。

(事務局報告)

【議長】

続きまして事務局より説明願います。

【事務局】

説明します。申請場所は、〇〇から西へ約170mのところにある用途地域が商業地域内の農地となります。令和5年3月6日に当該地を含め6筆が合筆し2821㎡の田となっております。本件は、地上2階建ての倉庫を建設するものです。排水につきましては、公共下水に接続放流します。申請地周辺の状況ですが、北側は7.2mの道路、東側は6.5mの道路、南側は6.0mの道路に面しており、西側は倉庫があります。周辺の状況は、当該開発に係る影響はない旨、航空写真・現地調査にて確認しております。説明は以上です。

【議長】

この件につきましてご審議願います。意見ありませんか。

(意見なし)

【議長】

意見ないものと認め、日程第7議案第5号開発行為の許可申請に対する意見具申の件は意見なしとのことを関係部局に回答します。

続きまして、議事日程第2東大阪市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する件を議題とします。事務局より提案理由及び改正内容につき説明願います。

【事務局】

第3条第3項「事務局に参事、次長、総括主幹、主幹、主査及び主任を置くことができる。」とありますが「事務局に次長、総括主幹、主査及び主任を置くことができる。」と変え、新たに第4項として「事務局に必要があるときは、参事、主幹及び副主幹を置くことができる。」を追加します。

次に、第7条の局長専決事項につき(1)「主幹以上の所属職員」の部分を「参事及び次長」に変更します。また(2)につきましても同様に変更します。

令和6年2月15日、農業委員会規程第1号で同日より施行します。以上です。

【議長】

事務局より説明がありました。一部を改正する必要性が生じたものでございます。ご了承いただきたいと存じますが、異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

【議長】

異議なしとの声がありましたので、東大阪市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する件につきましては決定します。続きまして、議事日程第3東大阪市農業経営基盤強化促進基本構想の件を議案とします。事務局より説明願います。

【事務局】

以前、この構想については、東大阪市農政課がご説明されたことがあります。今回は、簡単に修正のポイントだけご説明します。

認定農業者の数と面積を最新の数字に修正させていただいております。

続きまして、農業経営の目標というところですが、こちらの方の数値につきまして大阪府の基本方針との整合性を図る形で修正しているということでございます。次に第 2-1 営農類型ごとの経営規模の指標でございますが、大阪府の指摘に基づきまして 2 項目の削除、見直しをさせていただきまして、有機農業欄については市として減農薬減化学肥料の大阪エコ農産物を推進しており、有機農業とは異なるため、削除、花卉については府の営農類型では菊がなく、市独自で営農類型の数値化が難しいため削除しております。

続きまして第 5-1 法律のかつ安定的な農業経営を営む者等に対する農用地の利用集積に関する目標というところですが、大阪府の基本方針との整合性をはかり修正したということで、農政課から聞いております。以上です。

【議長】

ただいま事務局から説明がありましたように時点修正等を行いました。これらについてご意見ありませんか。

【西田委員】

これにつき今案をいただいてもわからないことが多い。もっと早く資料を提供していただけるよう配慮してもらいたい。

【事務局】

資料の提示が遅れたことにつきお詫びします。もう少し早く提供できるよう努めてまいります。

【西田委員】

委員さんすべてに一週間でも早く時間があれば意見も出る、質問も出る、その辺の配慮をお願いします。

【議長】

以上をもちまして、本日の総会は終了いたします。
慎重にご審議をいただきまして、ありがとうございました。

閉会 午後 2 時 3 0 分

令和6年 第2回 農業委員会総会出欠表(別紙)

(農業委員)

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	宮崎 行俊	○	10	石橋 亮平	○
2	木田 悟朗	○	11	大野 一博	×
3	草開 善城	○	12	柳生 よみ子	◎
4	大東 雄太	○	13	柴村 義信	○
5	田中 強志	×	14	菱井 和樹	○
6	仲津 恭司	◎	15	高橋 美代幸	○
7	大西 博	○	16	田中 隆夫	○
8	西田 博文	○	17	小林 茂一	○
9	石井 忠和	○	18	山口 裕之	○

- 出席
× 欠席
◎ 議事録署名委員
△ 途中参加

(職務のため総会に出席した事務職員)

事務局長 三崎 和茂

事務局次長 横関 真人